4 月新規入所用
（2 次募集）

令和 9 年度
新庄市保育所等入所案内



新庄市子育て推進課　保育推進係

〒996-8501　新庄市沖の町 10 番 37 号
TEL：0233-29-5812（直通）
開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日、年末年始は除く）

目　　次

1. 申込にあたって ……1

2. 子どものための教育・保育給付認定について ……2

3. 支給認定申請及び入所申込みについて ……4

4. 保育料について ……7

5. その他の注意事項 ……8

（資料 1）新庄市保育料徴収基準額表 ……9

（資料 2）保育所入所調整指数表 ……11



1. 申込にあたって

（1）令和９年度４月入所までのスケジュール

月	内　容
10 月上旬	1 日㈭　入所申込書類受付開始
中旬	
下旬	
11 月上旬	4 日㈬　入所申込受付終了
中旬	
下旬	
12 月上旬	
中旬	
下旬	25 日㈮　1 次結果通知発送
1 月上旬	4 日㈪　2 次募集受付開始
中旬	15 日㈮　2 次募集受付終了
下旬	29 日㈮　2 次結果通知発送
2 月上旬	・・・・・・・・・・・・・・・以降、随時調整・・・・・・・・・・・・・・・・
中旬	＜各園入園説明会実施＞
下旬	25 日㈭　3 次募集受付開始
3 月上旬	10 日㈬　3 次募集受付終了
中旬	17 日㈬　3 次結果通知発送
下旬	

※スケジュールは変更が生じる場合があります。

（2）令和９年度クラス年齢早見表

令和 9 年 4 月 1 日現在における年齢で、利用する施設のクラスが決まります。年度途中に誕生日を迎えても年度末まで同じクラス年齢となります。

クラス	生年月日
5 歳児	令和 3（2021）年 4 月 2 日～令和 4（2022）年 4 月 1 日
4 歳児	令和 4（2022）年 4 月 2 日～令和 5（2023）年 4 月 1 日
3 歳児	令和 5（2023）年 4 月 2 日～令和 6（2024）年 4 月 1 日
2 歳児	令和 6（2024）年 4 月 2 日～令和 7（2025）年 4 月 1 日
1 歳児	令和 7（2025）年 4 月 2 日～令和 8（2026）年 4 月 1 日
0 歳児	令和 8（2026）年 4 月 2 日以降に生まれたお子さん

2. 子どものための教育・保育給付認定について

認可保育施設等に利用を希望する場合、新庄市から『支給認定（お子さんの保育が必要であることの認定)』を受ける必要があります。お子さんの年齢や保育の必要性、保育の必要量に応じて以下のように区分されます。支給認定を受けるためには、保護者からの申請が必要です。

❖支給認定区分の概要

認定区分	利用可能な施設	年齢区分	対象となる方
1号認定	認定こども園 （幼稚園部分）	3～5歳	教育希望の場合 保育の必要性がない場合
2号認定	**保育所 小規模保育施設 認定こども園 （保育所部分）**	**3～5歳**	**保育の必要性がある場合**
3号認定		**0～2歳**	

※在園中に満3歳になった時点で、保育認定は3号認定から自動的に2号認定に切り替わります。

❖保育の必要性の有無（保育を必要とする理由）…2号・3号認定のみ

2号・3号認定を希望する場合、保護者の『保育を必要とする理由』が必要です。
『保育を必要とする理由』は以下のとおりです。

保育を必要とする理由	詳細
就労	フルタイム・パートタイムなど、月64時間以上の就労をしていること (居宅内、居宅外、自営業いずれも含む)
妊娠・出産	妊娠中もしくは産後間もないこと
保護者の疾病、障害	保護者自身が病気や心身の障害のため子の保育が困難なこと
同居親族の介護、看護	同居や長期入院している親族を常時介護や看護していること
災害復旧	保護者が災害により被災し、復旧活動を行っていること
求職活動(起業準備を含む)	保護者が継続して仕事を探していること
就学(職業訓練を含む)	学校等の教育施設に在学または公共職業能力開発施設等において行う職業訓練を受けていること
虐待・DV	児童虐待を行っている、行われるおそれがあること 配偶者からの暴力により子の保育が困難なこと
育児休業※	保護者が育児休業を取得する際に、既に保育所等を利用している児童がいて、その児童の継続利用が必要だと認められること

※新規入所の場合、育児休業は保育を必要とする理由になりません。

現在育児休業中の方が入所を希望する場合、希望月中に復帰することが申込の条件となります。

なお、入所後に保護者の方が新たに育児休業を取得された場合、**0歳児の児童については待機児童の状況により退所をお願いすることがあります**。



❖保育必要量・認定期間…2 号・3 号認定のみ

・保育必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」があります。
・保育の必要量や認定期間は、就労などの「保育を必要とする理由」をもとに認定します。
・以下の表内で「標準時間」「短時間」の両方に〇がついている場合、勤務時間等に応じてどちらかを認定します。

保育を必要とする理由		保育必要量		認定期間
		標準時間	短時間	
・就労	1 ヶ月の就労時間が 64 時間以上 120 時間未満	×	〇	最長就学前まで
	1 ヶ月の就労時間が 120 時間以上	〇	〇	
・妊娠、出産		〇	〇	出産(予定)日から 6 週間の前の日が属する月の初日から出産日から 8 週間後の翌日が属する月の末日まで
・保護者の疾病、障害 ・親族の介護・看護 ・災害復旧 ・虐待や DV のおそれがあること		〇	〇	保育を必要としなくなるまで
・求職活動※[1]		×	〇	90 日を経過する月の月末まで(3 か月間)
・就学		〇	〇	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
・育児休業※[2]		×	〇	育児休業を取得した月から育児休業終了日の月末まで

※[1]保育を必要とする理由が求職活動の場合、入所後、毎月 10 日までに「求職活動状況報告書」を提出していただきます。報告書により**求職活動を行っていないと判断される場合**または**3 カ月以内に就労先が決まらない場合**は、原則、**支給認定を取り消し、退所となります**。
※[2]新規入所の場合、育児休業は保育を必要とする理由になりません。

❖保育時間…2 号・3 号認定のみ

・保育所を利用できる時間は、「保育標準時間」・「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって異なります。
・原則、「保育を必要とする理由」の時間が保育時間となります。以下は最長で利用することのできる保育時間です。

区分	保育時間
保育標準時間	通常保育時間を含む最長 11 時間
保育短時間	通常保育時間（8：30～16：30）の 8 時間

※認定されている保育時間を超えて保育所を利用することもできますが、保育料の他に「延長保育料」がかかります。延長保育料や利用できる時間帯については施設へお問い合わせください。

3. 支給認定申請及び入所申込みについて

（1）対象者（①～③全ての条件を満たす場合に申込みができます）

①保護者及び児童が新庄市に住民登録をしている方

・新庄市へ転入予定の方は保育所入所日の前日まで必ず住民登録を行ってください。

・単身赴任や別居等の理由により住民登録がない場合は、窓口までご相談ください。

②入所するお子さんが入所月(4 月)に対象年齢(2 ヵ月～5 歳)に達する方

・対象年齢に達した日から入所となります

・対象年齢は施設によって異なります。詳しくは別紙「令和 9 年度新庄市保育所等のご案内」をご確認ください。

③保護者等が「保育を必要とする理由」により家庭での保育ができない方

・**父母及び同居の祖父母（65 歳未満）**について「保育の必要性を証明する書類(5 ページ)」を確認し、必要な書類を提出してください。（同居の祖父母（65 歳未満）の書類提出がない場合、祖父母が保育できるものと判断し利用調整します。）

・**現在育児休業中の場合は、令和 9 年 4 月末日までに職場復帰される方のみが 4 月入所の対象となります。**令和 9 年 5 月以降に職場復帰される方は年度の途中入所での申込みとなりますので、詳しくは子育て推進課までご相談ください。

（2）必要書類　（書類は市役所子育て推進課にて配布しています）

①子どものための教育・保育給付に係る支給認定請書兼入所申込書

・お子さん一人につき 1 部提出が必要です。（別添の「記入例」を参考にしてください）

②保育の必要性を証明する書類（5 ページ参照）

（3）申込み期間及び申込み場所

■申込み期間：令和 9 年 1 月 4 日(月)から令和 9 年 1 月 15 日(金)まで
午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（土・日・祝日を除く）

■申込み場所：新庄市子育て推進課　保育推進係窓口

■対 象 施 設：別紙の「令和 9 年度新庄市保育所等のご案内」をご参照ください。

（新庄市 HP）

■お問い合わせ先：0233-29-5812（直通）

■留 意 事 項：必要書類が全て揃っていない、内容が確認できない場合は受付できません。
入所は保育の必要性が高い児童から順に決定します。**先着順ではありません。**
郵送・ファクス・電話・メールでの申込みはできません。
2 次募集の空き状況は、12 月 23 日発行のお知らせ版または市ホームページをご覧ください。（ホームページへのアップロードは 12 月下旬を予定しています）

※上記の内容は認可保育所・地域型保育事業所・認定こども園(保育所部分)への入所を希望する方が対象です。認定こども園(幼稚園部分)への入所を希望する方は、希望の認定こども園へ直接お問い合わせください。

❖保育の必要性を証明する書類　★…市様式での提出が必要です

保育の必要性		必要書類	父	母	祖父	祖母
就労	被雇用者	★就労証明書 (申込締切日を含む直近 3 ヶ月以内に発行されたもの)	□	□	□	□
	自営業	①★事業状況申告書 ②以下のいずれかひとつ 営業許可証・開業届・受注表・直近の確定申告書の写し等 (確定申告の写しは第 1 表及び第 2 表が必要です)	□	□	□	□
	新庄市役所職員 (会計年度任用職員を含む)	★同意書 (新庄市役所職員は就労状況の証明者と保育認定の決定者が同一のため、就労証明書に代えて同意書を提出してください)	□	□	□	□
妊娠・出産		①★妊娠・出産(産前産後)期間の申立書 ②母子手帳の写し(表紙 および 出産（予定）日がわかるページ)	□	□	□	□
保護者の疾病・障害	疾病	★支給認定申請用診断書	□	□	□	□
	障害	以下のいずれかひとつ **・障害者手帳※の写し(氏名と級や判定の記載のあるページ)** (身体障害者手帳 4 級以上、精神障害者健康福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方) **・★支給認定申請用診断書** (身体障害者手帳 5～7 級の交付を受けている方)	□	□	□	□
同居親族の介護・看護		以下のいずれかひとつ **・障害者手帳※の写し(氏名と級や判定の記載のあるページ)** (介護を受ける方が要介護の認定を受けている場合、または身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者健康福祉手帳 1 級、療育手帳 A 判定のいずれかの交付を受けている場合) **・★支給認定申請用診断書** (上記以外の方の介護・看護をしている場合)	□	□	□	□
災害復旧		り災証明書	□	□	□	□
求職活動		①★求職活動申立書【入所・継続】 ②雇用保険受給者証の写し　または　求職受付票の写し	□	□	□	□
就学(職業訓練を含む)	学校等の教育施設に在学している場合	①在学証明書 (在学している者の氏名・卒業または修了予定日がわかるもの) ②時間割等の就学している時間がわかるもの	□	□	□	□
	公共職業能力開発施設で職業訓練を受けている場合	①受講決定通知書等 (職業訓練を受ける者の氏名・訓練期間がわかるもの) ②訓練を受けている時間がわかるもの	□	□	□	□
虐待・DV		状況に応じて関係書類の提出をお願いする場合があります	□	□	□	□

※障害者手帳とは「身体障害者手帳、精神障害者健康福祉手帳、療育手帳」のことをいいます。

❖世帯の状況を証明する書類(該当する方は提出してください)

世帯の状況	必要書類	対象
申請日以降に新庄市に転入する	★転入者申立書	□
離婚調停中の理由により父母の生計が別になっている	★生計を別にする申立書	□
以下に当てはまる場合 ・同居家族に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる ・同居家族に障害基礎年金、特別児童扶養手当のいずれかを受給している方がいる	障害者手帳等の写し (氏名・級や判定がわかるページを提出してください)	□

世帯状況簡易チェック表

■同居しているご家族について、該当する□にチェックしてください。

世帯構成員 (続柄)	世帯の状況
父	□就労(居宅外)　□就労(居宅内)　□疾病・障がい　□介護等 □災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待・DV　□その他
母	□就労(居宅外)　□就労(居宅内)　□疾病・障がい　□介護等 □災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待・DV　□その他
祖父	□65 歳未満　□65 歳以上　□同居していない **(65 歳未満の場合)** □無職 □就労(居宅外)　□就労(居宅内)　□疾病・障がい　□介護等 □災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待・DV　□その他
祖母	□65 歳未満　□65 歳以上　□同居していない **(65 歳未満の場合)** □無職 □就労(居宅外)　□就労(居宅内)　□妊娠・出産　□疾病・障がい □介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学　□虐待・DV　□その他

※同居している**おじやおば、65 歳以上の祖父母**などについては、原則添付書類等の提出は必要ありません。

4. 保育料について

3 歳児から 5 歳児までの保育料は無料です。

0 歳児から 2 歳児までについては、世帯の市民税額により算定した保育料がかかります。

副食費や延長保育料などは保護者負担となります。

(1) 0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの保育料算定の基礎について

①世帯の市民税額を基に所得階層を判定し、保育料を決定します。

②世帯の市民税額とは、保育を受けている子どもと生計を一にしている『保護者（父・母)』の税額を合算した額をいいます。

③保護者の収入や扶養等の状況により、同居の『祖父母等（扶養義務者で家計の主宰者である場合に限ります。)』の市民税額も合算して所得階層を判定する場合もあります。

④市民税所得割額は、調整控除と税額調整措置額のみを適用します。

※住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当・外国税額控除などの『税額控除』については、保育料算定時には適用されません。控除前の金額で算定します。

⑤入所する年度の 4 月 1 日の年齢で算定します。

例）2 歳で入所し、その年度中に 3 歳となっても保育料の変更は行われません。

⑥保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の違いによって、同一の所得階層でも、保育料に差があります。(9 ページ参照)

(2) 保育料の切り替えについて

保育料は 4 月分から 8 月分までは令和 8 年度の市民税額、9 月分から翌年 3 月分までは令和 9 年度の市民税額により算定しますので、年度の途中でも保育料が変更になる場合があります。

※保育料の試算については、「新庄市保育所徴収基準額表」（9・10 ページ）をご覧ください。

保育料	算定基礎
令和 9 年 4 月から令和 9 年 8 月まで	令和 8 年度市民税額
令和 9 年 9 月から令和 10 年 3 月まで	令和 9 年度市民税額

(3) 副食費について

3 歳児クラス以上については、副食費（おかず・おやつ代）は保護者負担となります。

ただし、保育料算定による世帯の階層区分等により、副食費が免除される場合があります。

0 歳児から 2 歳児クラスは保育料に含まれているため、副食費として別途負担はありません。

5. その他の注意事項

・申込み後に氏名・住所・家族構成・支給認定内容（保育を必要とする理由）等に変更があった場合は、認定変更の手続きが必要になります。速やかに子育て推進課窓口までご連絡ください。

・支給認定や利用調整の段階で、確認や提出書類が必要になった場合は、連絡することがあります。日中つながる連絡先を申請書に記入してください。

・市民税が未申告の方や、保育料算定に必要な税情報を確認するための根拠資料の提出に応じていただけない場合、保育料算定における世帯の階層区分は、最高階層(N 階層)となります。また、副食費の免除についても対象外となります。

新庄市保育料徴収基準額表

（課税状況については、８月までは前年度分、９月からは現年度分で判定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額（同時入所の場合の２人目の金額）			
階層区分	階層区分定義		３歳未満児（０～２歳児クラス）		３歳以上児（年少～年長クラス）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0 円	0 円	0 円	0 円
B	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
C	市町村民税額均等割のみ世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
D	市町村民税額所得割課税世帯	48, 600 円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
E		48, 600 円以上 57, 700 円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
F		57, 700 円以上 72, 800 円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
G		72, 800 円以上 77, 101 円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
H		77, 101 円以上 97, 000 円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
I		97, 000 円以上 133, 000 円未満	13,250 円 (6,620 円)	13,000 円 (6,500 円)	0 円	0 円
J		133, 000 円以上 169, 000 円未満	19,100 円 (9,550 円)	18,750 円 (9,370 円)	0 円	0 円
K		169, 000 円以上 235, 000 円未満	47, 600 円 (23,800 円)	46, 700 円 (23,350 円)	0 円	0 円
L		235, 000 円以上 301, 000 円未満	55, 700 円 (27,850 円)	54, 700 円 (27,350 円)	0 円	0 円
M		301, 000 円以上 349, 000 円未満	61,200 円 (30,600 円)	60,100 円 (30,050 円)	0 円	0 円
N		349, 000 円以上	62 ,200 円 (31,100 円)	61,100 円 (30,550 円)	0 円	0 円

【多子世帯への支援について】

保護者が養育している子の出生順により第２子半額、第３子以降は無料としています。

子どもの定義

保護者等により**養育されている者のうち 22 歳以下**の子どもから順に第１子、第２子とカウントします。

保育料徴収額の確認方法

保育料を決定する際の市民税所得割額は、以下の通知書で目安の額を確認することができます。

お子さんの父母の市民税所得割額の合算により区分を判定します。※父母の収入等の状況により、同居の祖父母等も合算する場合があります。

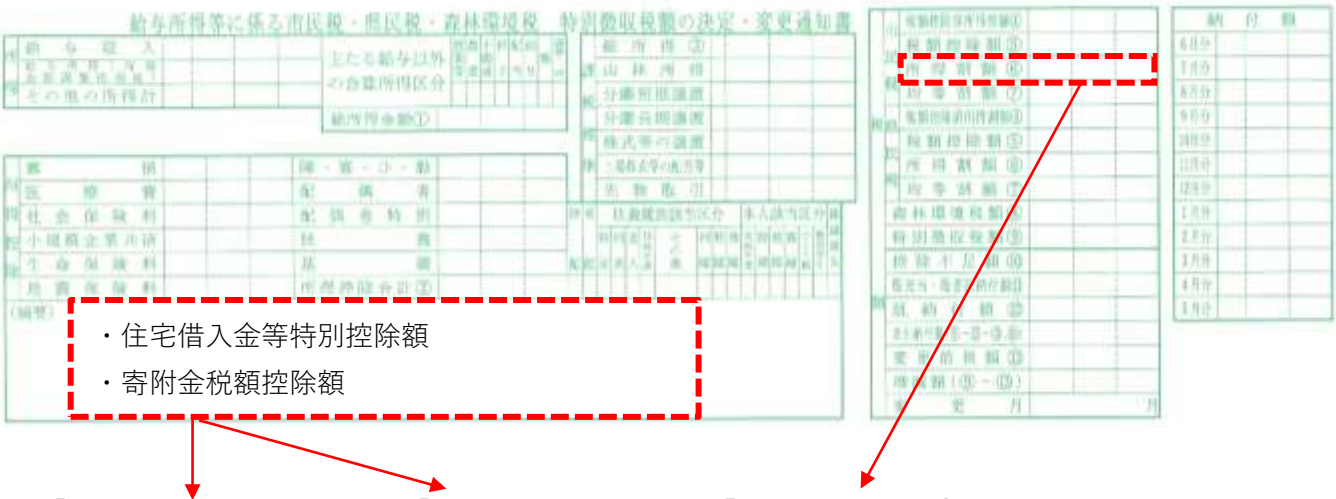


■会社員等（市民税が給与天引きの方）

通知名：「給与取得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収額の決定・変更通知書」

通知は、勤務先から配布されます。配布時期は、勤務先にご確認ください。課税する市町村によって様式が異なります。

新庄市の帳票サンプルです



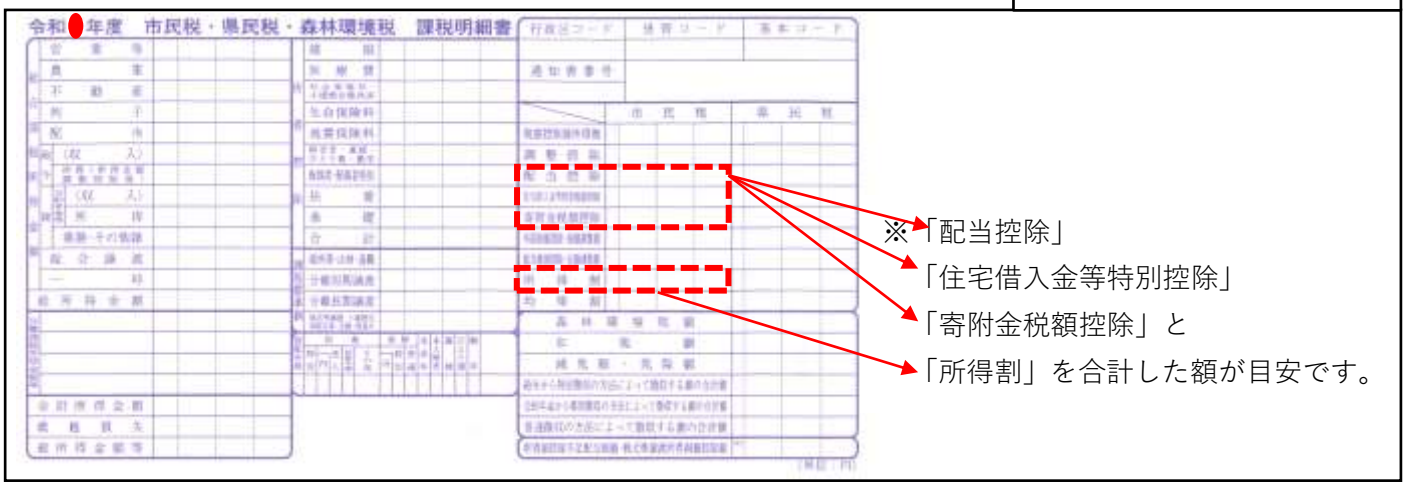
※「住宅借入金等特別控除額」、「寄附金税額控除額」と「市民税所得割額⑥」を合計した額が目安です。
配当控除等は適用に記載されないため、市で確認いたします。

■自営業者等（市民税を個人納付している方）

通知名：「令和●年度　市民税・県民税・森林環境税　課税明細書」

通知は、1 月 1 日現在の住所地から送付されています。送付時期は該当住所地にご確認ください。課税する市町村により通知名や様式は異なります。

新庄市の帳票サンプルです



保育所入所調整指数表

1. 基準指数　【基準指数及び調整指数は、申込締切日に判断できる入所日時点の事由を対象とします】

保護者の状況				基準指数		
				点数	父	母
就労	居宅外労働（注1）	月20日勤務として、1日の就労時間	8時間以上	20		
			7時間以上	18		
			6時間以上	16		
			5時間以上	14		
			4時間以上	12		
			4時間未満	10		
	居宅内労働（注2）	月20日勤務として、1日の就労時間	6時間以上	14		
			4時間以上	10		
			4時間未満	8		
妊娠・出産		出産予定前6週後8週である場合		20		
疾病障がい	疾病・負傷	診断書提出の場合（診断書の内容によって点数を決定する。）		1～20		
	心身障がい	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合		20		
		身体障害者手帳3・4級の交付を受けている場合		16		
		療育手帳A判定の交付を受けている場合		20		
		療育手帳B判定の交付を受けている場合		16		
		精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている場合		20		
		精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている場合		16		
介護・看護（注3）		自宅で、要介護4・5の認定を受けた者を介護している場合		20		
		自宅で、要介護3の認定を受けた者を介護している場合		18		
		自宅で、要介護1・2の認定を受けた者を介護している場合		14		
		自宅で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を介護している場合		20		
		診断書提出者を介護・看護している場合（診断書の内容によって点数を決定する。）		1～20		
災害復旧		震災、風水害、火災、その他の災害により被災し、復旧に当たっている場合		20		
求職活動		求職活動中の場合（起業準備等を含む。）		2		
就学		月20日就学として、1日の就学時間	8時間以上	20		
			7時間以上	18		
			6時間以上	16		
			5時間以上	14		
			4時間以上	12		
			4時間未満	10		
児童虐待・DV		児童虐待やDV等により保育が必要な状態にあると認める場合		30		
			基準計			

（注1）居宅外労働には、自営農家、舗兼住宅及び自宅内作業場等による自営業者を含む。

（注2）居宅内労働には、内職や在宅勤務（週の内、半分以上が在宅勤務の者）及びフリーランスを含む。

（注3）特別養護老人ホーム、介護福祉施設及び障がい者支援施設への入所者は除く。

2. 調整指数

児童及び家庭の状況等		調整指数 点数	
就労状況	市内の認可保育施設・認定こども園・小規模保育事業所・児童館・届出保育施設に保育士、看護師又は幼稚園教諭として就労している場合（当該資格を有する者のみで、就労予定を含む。）	30	
	市内の放課後児童クラブに支援員として就労している場合（当該資格を有する者のみで、就労予定を含む。）	30	
	以前に育児休業を理由に退所し、育児休業明けに再入所する場合	7	
家庭状況	生活保護世帯である場合	5	
	母子・父子家庭世帯で当該申請児童を扶養している場合（事実上、婚姻関係にある者は除く。）	20	
	虐待やDVのおそれがある場合	5	
	単身赴任や入院等により父母のうちどちらかが不在の場合	5	
	主たる生計維持者である保護者が、自己都合以外の理由で退職し、求職活動をしている場合	5	
申請児童	小規模保育事業卒園児である場合（卒園年度のみ対象。）	5	
	小規模保育事業卒園児が、入所施設の第1希望を当該小規模保育事業の連携施設とした場合	15	
	認可外保育施設卒園児である場合（2歳児を修了した園児のみ対象。）	7	
	障がいを有する場合（身体障害者手帳1，2級、療育手帳A判定、精神障害手帳1級）	5	
	障がいを有する場合（身体障害者手帳3，4級、療育手帳B判定、精神障害手帳2級）	3	
	障がいを有する場合（身体障害者手帳5，6級、精神障害手帳3級）	1	
	医療的ケア児受入判定審査会において受入が可と判定された場合	100	
兄弟姉妹	兄弟姉妹が申請する保育所等に既に入所している場合	7	
	兄弟姉妹で同時に入所申込を行い、同時に入所できる見込みがある場合	3	
	申請児童が双子である場合	5	
	申請児童が三つ子以上である場合	15	
その他	関係機関（児童相談所等）から依頼があった場合	1～30	
	利用調整の結果、利用待機となった場合において、育児休業の延長を希望し、調整指数を減点した上での利用調整を行うことに同意する申し立てがあった場合	-30	
同居祖父母	60～64歳の祖父母が同居で、無職の場合（保育が出来ない理由がない場合）	-3	
	60歳未満の祖父母が同居で、無職の場合（保育が出来ない理由がない場合）	-5	
保育料滞納	申込締切日の前月1日までの過去1年間において、督促等を経ても保育料等（保育料・延長保育料・副食費・学童保育料）の未納・滞納が解消されていない世帯	滞納月 × -5	
		調整計	

3.同一指数の場合の優先順位

同一指数の場合の優先順位	
1	基準指数の高い者（母子・父子世帯の場合、基準指数に2を乗じた値とする）
2	基準指数における保護者の状況が災害復旧、虐待・DV、疾病・障がい、その他であった場合
3	母子・父子世帯で同居者がいない又は生活保護世帯の場合
4	市内に保育の協力者（祖父母等）がいない場合
5	保護者の市町村民税所得割額（※）の合計が少ない世帯

※市民税額所得割額は、調整控除と税額調整措置額のみを適用します。

住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当・外国税額控除などの『税額控除』については、適用されません。

控除前の金額で算定します。